

仮移転承諾書

令和 年 月 日

高知市長 様

住 所

氏 名

印

- 1 私の入居している六泉寺町市営住宅の建替えに伴い、下記の仮移転期日までに現在使用している住戸を明け渡すこと、仮移転の条件については、下記の内容により行われることを承諾するとともに、仮移転先住戸を使用するに当たり、仮移転先住戸の賃貸借契約（以下、「賃貸借契約」といいます。）や所定の規約等の仮移転先住戸におけるルールを遵守することを約束します。

記

(1) 仮移転期日 令和 年 月 日

(2) 仮移転先住所

(3) 仮移転先住戸の賃貸人 **【所在地】**

【名称／代表者名】)

(4) 移転補償費 円

(5) 仮移転先の家賃等

家賃 円（うち●円を市が負担）

共益費 円

駐車場使用料 円

敷金又は保証金 円

礼金 円（うち●円を市が負担）

- 2 六泉寺町市営住宅の明渡しに当たり、家財道具の他、模様替えや増築等により自ら設置した建物、内装、設備、庭木等を含めすべて（ただし、私が存置を市に申し入れ、書面による市の承諾を得たものを除く。）、私の費用負担により撤去することをあらかじめ誓約します。また、移転補償費は、原則として、現在使用中の住戸の明渡し完了し

た後に支払われること、前払いを受ける場合は、市が指示する期限までに六泉寺町市営住宅を返還しなかったときは移転補償費を全額返還することを確認致しました。

- 3 前項の明渡し後は、私が入居していた六泉寺町市営住宅の住戸内に残置した物品及び庭木（建物の共用部分や敷地に放置された一切の物品を含む。）につきましては、所有権等一切の権利を放棄します。
- 4 私は、六泉寺町市営住宅の建替住宅が完成して入居が決定した場合、市が指定する日をもって、仮移転先住戸を賃貸借契約の約定に従って原状回復した上で明渡し、建替住宅に移転します。
- 4 私は、六泉寺町市営住宅の建替住宅が完成するまでの間の仮移転先住戸について、**【貸主の名称】**を賃貸人、私を借借人とする賃貸借契約を締結します。
- 5 仮移転先住戸の保証金又は敷金並びに礼金、家賃、共益費、駐車場使用料及び駐輪場使用料等（以下、家賃、共益費、駐車場使用料及び駐輪場使用料等をあわせて「家賃等」といいます。）につき、賃貸借契約の開始時から、六泉寺町市営住宅の建替工事が完了し、建替住宅への移転を完了する予定の令和 年 月 日までの間、又は、六泉寺町市営住宅の建替工事が遅延した場合には、私が建替住宅に移転することができる状態になるまでの間（ただし、事由の如何を問わず賃貸借契約がこの期間中に終了した場合には、その終了までの間）、市が仮移転先住戸の賃貸人（以下、「賃貸人」といいます。）に対し私に代わり立て替えて支払うことを承諾します。また、私は、家賃等のうち私が自己負担しなければならない分を毎月、市が指定する期日までに市に支払います。
- 6 仮移転先住戸の家賃等、原状回復費及び修繕費等について、賃貸借契約に基づく費用の支払い（保証金又は敷金による相殺を含む。）又は返還が生じる場合、市の委託に基づき**【PFI事業者の名称】**がこれらの支払い又は返還に関する事務手続きの調整を行うことを異議なく承諾します。
- 7 保証金又は敷金の返還金は、市が賃貸人に請求して受領することに異議を述べません。
- 8 私は、故意又は過失により仮住戸を毀損したときは直ちに、賃貸人に対し、修繕費又は原状回復費を支払います。私がこれらを直ちに支払わないときは、市が私に代わり賃貸人に対し合理的な範囲の金額を立て替えて支払うことを承諾します。私は、市が賃貸人に対し合理的な範囲の金額を立て替えて支払ったときは直ちに、市に対し、市が立て替えて支払った金額を支払います。また、私が負担すべき原状回復費が保証金又は敷金から差し引かれたときも直ちに、市に対し、差し引かれた金額のうち合理的な範囲の金額を支払います。
- 9 私が、家賃等の自己負担分を期日に支払わなかったときや、修繕費や原状回復費のうち合理的な範囲の金額を市が立替払いしたり、合理的な範囲の金額の原状回復費が保証金又は敷金から差し引かれたりしたにもかかわらず、それらを支払わなかったときには、市において、その未払額を建替住宅に移転する際に受領することができる移転補償費と

相殺することを承諾します。

- 10 私は、賃貸人からの賃貸借契約に関する苦情、抗議及び請求等があるときは、【PFI事業者の名称】を通じて、賃貸人と鋭意協議し、その解決に努めます。
- 11 私は、市において、前項の苦情等があったとき、及び保証金又は敷金の返還に際し賃貸借契約所定の金額を超えて差し引かれた金額があったとき、その他必要があると認めるときは、【PFI事業者の名称】をして、仮移転先住戸の状況の確認並びに賃貸人及び私からの事情聴取等の各種調査をさせることを承諾し、その調査に協力します。
- 12 私が、賃貸借契約等の仮移転先住戸におけるルールに違反したとき、家賃等の自己負担分等の市に支払うべきものを支払わなかったとき、その他本書に違反したときには、家賃等、修繕費及び原状回復費につき、市が賃貸人に対する立替払いを停止すること、並びに六泉寺町市営住宅への入居資格を失うとともに、建替住宅を含むすべての高知市の市営住宅に入居できなくなることがあることを承諾します。
- 13 私が、高知市営住宅条例により、六泉寺町市営住宅への入居資格を失ったときは、家賃等、修繕費及び原状回復費につき、市が賃貸人に対する立替払いを停止することを承諾します。
- 14 仮移転、仮移転先住戸及び賃貸借契約等仮移転に関する一切の事情に関する市に対する連絡、相談及び苦情等の窓口は【PFI事業者の名称】（事務所住所・・・・・・・・・・、連絡先電話番号・・・・・・・・・・、営業時間・・・・・・・・・・）とすることを承諾します。

以上